

事業承継を支援する法律が大幅に改正されました！

期限内に当事務所が貴社の事業承継計画策定をご支援することで、事業を引き継ぐ際の税負担を大幅に減らすことが可能となります！

このたび、国は中小企業の事業承継を支援するために、従来の事業承継税制を大幅に拡充する期限付きの特例制度を設けました。当事務所では、関与先様の特例事業承継税制への対応を含め、事業承継に関わる課題解決のために様々なサービスをご提供しております。事業承継に興味がある関与先様は、是非一度当事務所へご相談ください。**初回相談は無料**で行います。

【特例事業承継税制の概要】

- 自社株式を後継者に贈与する際の贈与税が、**全額納税猶予**されます。
- **経営者以外の株主**(経営者の配偶者、親族等)からの贈与も納税猶予の対象となります。
- 株式を贈与する後継者は1人に限定されず、**最大3名まで**が対象となります。
- 従来の事業承継税制でネックとなっていた**雇用確保要件が実質撤廃**となりました。

【特例事業承継税制の適用を受けるには？】

- 特例事業承継税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて「承継計画」を作成し、**平成 35 年 3 月 31 日までに**都道府県に提出する必要があります。
- 当事務所は認定経営革新等支援機関であり、「承継計画」の作成を支援できます。

【当事務所のサービスメニュー例】

承継計画策定フェーズ	ヒアリング・現状分析	✓ 現状の株主構成、親族関係等の確認 ✓ 事業承継・資産承継に関するヒアリング ✓ 事業承継税制の適用可否判断 ✓ 株価算定(簡易版)
	承継計画の策定	✓ 「特例承継計画書」の策定支援及び計画変更時のフォローアップ
贈与実行フェーズ	株価算定	✓ 株価算定(贈与税申告用)
	贈与実行	✓ 贈与契約書、株主総会議事録等の作成
	認定申請	✓ 「第一種特例認定申請書」の作成
	税務申告	✓ 贈与税申告書等の作成

